

# 社会福祉学科 通信課程 実習免除について

社会福祉士の実習免除については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和 62 年厚生省令第 49 号)の指定施設で、専任の職員として 1 年以上相談援助業務に従事していることが要件です。  
例えば以下の施設種類及び職種を参考にしてください。

児童分野		
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
児童 福 祉 法	児童相談所  母子生活支援施設  児童養護施設  障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）  知的障害児施設 知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）  知的障害児通園施設  盲ろうあ児施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設  肢体不自由児施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設  児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）  重症心身障害児施設  児童自立支援施設	児童福祉司 児童心理司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童指導員 保育士 母子支援員、母子指導員 少年指導員（少年を指導する職員） 個別対応職員 自立支援担当職員 児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員 自立支援担当職員 児童指導員（※2） 保育士（※3） 児童発達支援管理責任者 心理担当職員 児童指導員（※2） 保育士（※3） 児童指導員（※2） 保育士（※3） 児童指導員（※2） 保育士（※3） 児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 自立支援担当職員 児童指導員（※2） 保育士（※3） 心理指導員（心理指導を担当する職員） 児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 自立支援担当職員

児童分野		
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
児童福祉法  障害児通所支援事業(児童発達支援センターを除く)	児童家庭支援センター	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)
	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者 里親等支援員 里親研修等担当者 家庭支援専門相談員 自立支援担当職員 養親等相談支援員
	児童発達支援事業を行う施設	指導員(※1) 児童指導員(※2) 保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理担当職員に限る) 障害福祉サービス経験者(※4)
	放課後等デイサービス事業を行う施設	指導員(※1) 児童指導員(※2) 保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理担当職員に限る) 障害福祉サービス経験者(※4)
	居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理担当職員に限る) 児童発達支援管理責任者
	保育所等訪問支援事業を行う施設	訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理担当職員に限る) 児童発達支援管理責任者
	障害児相談支援事業	相談支援専門員 相談支援員
	乳児院	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員
	医療型児童発達支援事業を行う施設	児童指導員(※2) 保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)
	指定発達支援医療機関 〔肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの〕	児童指導員(※2)  保育士(※3)
児童自立生活援助事業を行っている施設		相談援助業務を行っている指導員 個別対応職員 自立支援担当職員
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
	若年被害女性等支援事業を行っている事業所	相談援助業務又は自立支援を行う職員
	養育支援訪問事業を行っている事業所	訪問支援者

児童分野		
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
児童福祉法	児童厚生施設（児童遊園を除く）	職員のうち相談援助業務を行っている者
	親子再統合支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所	支援コーディネーター
		生活相談支援員
		就労相談支援員
	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所	支援コーディネーター
		母子支援員
	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所	訪問支援員
	児童育成支援拠点事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
	こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員
		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
		統括支援員
	地域子育て相談機関	相談支援業務を行っている職員
その他	利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
	児童デイサービス事業（障害児通園事業）	相談援助業務を行う職員（相談員）
	支地 援域 事生 業活	相談援助業務を行っている職員
		心身障害児総合通園センター
	子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) 〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員
		相談援助業務を行っている職員
	重症心身障害児（者）通園事業を行う施設	児童指導員（※2）
		保育士（※3）
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
	医療的ケア児支援センター	医療的ケア児等コーディネーター
注意事項		
(※1) 「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）		
(※2) 「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）		
(※3) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）		
(※4) 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）		
なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。		
(※1)～(※4) の職種について、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。		

高齢者分野		
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
介護保険施設  介護保険法	指定介護老人福祉施設	生活相談員 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	介護老人保健施設	支援相談員 相談指導員 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	介護医療院	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員(※5) (保健師、主任介護支援専門員等)
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 〔指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む〕	生活相談員 計画作成担当者
	指定通所介護を行う施設 〔基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設(※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む〕	生活相談員
	指定短期入所生活介護を行う施設 〔基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む〕	生活相談員
	指定通所リハビリテーションを行う施設 〔指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む〕 ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員
	指定短期入所療養介護を行う施設 〔指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む〕 ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む〕	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む〕	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設	生活相談員 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
注意事項		
(※5) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。		
(※6) 「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。		
老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム(地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員
	軽費老人ホーム 〔都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム(A型、B型)、 ケアハウスを含む〕	生活相談員 主任生活相談員

高齢者分野		
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
老人福祉法	老人福祉センター（特A型、A型、B型）	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員
	老人デイサービスセンター	生活相談員
	老人介護支援センター（在宅介護支援センター）	相談援助業務を行っている職員
	有料老人ホーム	生活相談員
その他	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	生活援助員
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている生活援助員
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
障害者分野		
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
		ケース・ワーカー
	身体障害者福祉センター 〔身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） 障害者更生センター〕	身体障害者に関する相談に応ずる職員
精神保健福祉に関する法律	点字図書館	相談援助業務を行っている職員
	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
		精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
		精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
福知的障害者法	知的障害者更生相談所	心理判定員（精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
		知的障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
障害者総合支援法	障害者支援施設	ケース・ワーカー
		生活支援員（※7）
		就労支援員
		サービス管理責任者
		指導員（※7）
	地域活動支援センター	管理人
	福祉ホーム	相談援助業務を行っている職員
	基幹相談支援センター	
身体障害者支援施設	身体障害者更生施設 〔肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設〕	生活支援員（※7）
	身体障害者療護施設	生活支援員（※7）
	身体障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	生活支援員（※7）
	身体障害者福祉工場	指導員（※7）
精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士
		精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士
		精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者福祉工場	精神保健福祉士
	精神障害者福祉ホーム	精神障害者社会復帰指導員

障害者分野		
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
障害福祉サービス事業 障害者総合支援法	知的障害者更生施設(入所、通所)	生活支援員(※7)
	知的障害者授産施設(入所、通所、小規模通所)	生活支援員(※7)
	知的障害者通勤寮	生活支援員(※7)
	生活介護を行う施設	生活支援員(※7) サービス管理責任者
	自立訓練を行う施設(機能訓練、生活訓練)	生活支援員(※7) サービス管理責任者
	就労移行支援を行う施設(認定就労移行支援を含む)	生活支援員(※7) 就労支援員 サービス管理責任者 職業指導員(相談援助を行う場合に限る)
	就労継続支援を行う施設(A型、B型)	生活支援員(※7) サービス管理責任者 職業指導員(相談援助を行う場合に限る)
	就労定着支援を行う施設	就労定着支援員 サービス管理責任者
	自立生活援助を行う施設	地域生活支援員 サービス管理責任者
	療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
	短期入所を行う施設 〔身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員
	重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員
	共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
	共同生活援助を行う施設 〔精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む〕	相談援助業務を行っている職員
	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
	障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
地域生活事業 支援事業 者発達障害法	一般相談支援事業所	相談支援専門員
	特定相談支援事業所	相談支援専門員
	相談支援事業を行う施設	相談支援員
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」	相談援助業務を行っている職員 相談援助業務を行っているケースワーカー
のぞみの園 者発達障害法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員

#### 注意事項

(※7) 「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

等障害に関する法律による雇用の促進	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者
	障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律 第28条第1号、第2号及び第7号 に規定する業務を行う職員

障害者分野		
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
等に関する法律 障害者の雇用の促進	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者
		就業支援担当者
		主任職場定着支援担当者
		生活支援担当職員
安定職業法	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター
		障害学生等雇用サポーター
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている職員
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 〔医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く〕
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 〔医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く〕
	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
その他の分野		
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
		精神保健福祉士(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
		精神科ソーシャルワーカー(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
		心理判定員(精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
医療法	病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的问题の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
		退院後生活環境相談員
		生活指導員
		生活指導員
		指導員(作業指導員、職業指導員を除く)
生活保護法	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供的施設 被保護者就労支援事業を行っている事業所 日常生活支援住居施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)
		就労支援員
		生活支援員
		生活支援提供責任者
		主任相談支援員
		相談支援員
自立生活困窮者支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	就労支援員
		就労準備支援担当者
		家計改善支援員(家計相談支援員を含む)

その他の分野	
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
社会福祉法	査察指導員（指導監督を行う職員）
	身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）
	知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）
	老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）
	現業員・ケースワーカー
	家庭児童福祉主事
	家庭相談員
	面接相談員
	女性相談支援員
	母子・父子自立支援員、母子相談員
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	相談援助業務を行っている職員
	主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。
	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）
困難な問題を抱える女性	福祉活動専門員
	相談援助業務を行っている職員
	主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。
母子健子法	女性相談支援センター
	相談支援員
	心理支援員
防配止偶者暴力法	女性自立支援施設
	女性相談支援員
	入所者の自立支援を行う職員
母子に亘る婦女子法	母子健康包括支援センター
	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
施設事法収容	産後ケア事業を実施する施設
	相談に応ずる職員
少年院法	配偶者暴力相談支援センター
	女性相談支援員
鑑別少年所法	母子・父子福祉センター
	母子及び父子の相談を行う職員
保更生護法	刑事施設
	刑務官
	法務教官
	法務技官（心理）
少年院法	少年院
	福専門官
	法務教官
鑑別少年所法	少年鑑別所
	法務技官（心理）
保更生護法	地方更生保護委員会
	保護観察官
	社会復帰調整官

その他の分野		
	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
保更 護生 法	保護観察所	保護観察官 社会復帰調整官
事更 業生 法保 護	更生保護施設	補導主任 補導員 福祉職員 薬物専門職員
所裁判	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
補労 償労 働者災 害法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
医療等に 関する法律 に対する 対応する 法律	難病相談支援センター	難病相談支援員
の促進に 関する法律 の利用 成年後見制度	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
	就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
	自立支援プログラム策定実施推進事業 実施要領に規定する事業	ひきこもり支援コーディネーター その他相談援助業務を行っている職員
	ひきこもり地域支援センター	相談援助業務を行っている職員
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている相談員
	自立相談支援機関 (自立相談支援モデル事業)	主任相談支援員 相談支援員
	家計相談支援モデル事業を行っている事業所	就労支援員 家計相談支援員
	地域居住支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行っている職員
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員 生活指導員
身体障害者福祉ホーム	管理人
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業)〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
知的障害者デイサービスセンター	指導員 生活指導員 相談援助業務を行っている職員
知的障害者福祉ホーム	管理人
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業) 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員
障害者デイサービスを行う施設(障害者自立支援法障害福祉サービス事業) 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員
経過的デイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業)〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施する事業〕	生活援助員
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業(高齢者世話付住宅において実施する事業)	
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員
ヴィエトナム難民収容施設(日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている指導員
子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施する事業〕	相談援助業務を行っている相談員
乳幼児健全育成相談事業(保育所、乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員
すこやかテレホン事業(青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員

これらの指定施設及び指定施設に準じる施設等において不明な場合には、直接学校に照会してください。

実習免除についての問い合わせはこちらまで

→メールアドレス [kokushi@furusawa.com](mailto:kokushi@furusawa.com)